# 社会福祉法人 福祉を共に考える会 2024 年度 (令和 6 年度) 事業計画

### 1 役員等会議他

日 程	会 議 等	内 容 等
5月	監事による決算監査	決算・事業内容等
	理事会	決算・事業報告等の承認等
6月	定時評議員会	
9月	監事による定期(中間)監査	会計・運営状況等
10 月	理事会	補正予算、理事長の職務内容の報告等
3月	理事会	新年度予算・事業計画等
		理事長の職務内容の報告等

#### 2 事業内容等

## (1) 生活介護「つどいの家」(定員 20人)

① 利用者の障害支援区分

(人)

区分	(6)	(5)	(4)	(3)	計
利用者	1 0	6	4	1	2 1

- ② 営業日及び時間 月~金曜日及び第2・3・4 土曜日 8:30~17:00
- ③ 個別支援計画の作成及び評価:サービス管理責任者が同計画(案)を作成し、関係スタッフで検討し家族に説明・同意を得る。基本的に6か月ごと、評価を実施。
- ④ 活動内容【午前】 リサイクル作業(牛乳パック、アルミ缶、新聞等)、畑作業カレンダー作り、しおり作り、染色、貼絵、買物、散歩等 【午後】 ストレッチ、パズル、散歩、足のマッサージ等
- ⑤ 外出・イベント等

<u> </u>				
行先等	日程			
公共の場所やハイキング等	個別の外出を基本にしつつ、複数の場合もあり			
他、新型コロナウィルス感染症等の感染状況により、適宜、検討				

- ※ 他、季節に応じた行事(端午の節句、七夕、すいかわり、ハローウイン、餅つき等)を行う。
- ⑥ 健康管理
  - A ストレッチ体操(毎日、昼食後、約20分)
  - B 足のマッサージ(毎日、午後、5~10分、歩くことが少ない、あるいは、歩くのが難しい利用者を対象)
  - C 体重測定(月1回)
  - D 嘱託医の健診 (年2回) 及び健康診断 (検査、11月) の実施
- (7) 各種地域行事への参加 ふれあい広場、障害者週間事業等
- ⑧ 日中一時支援事業を実施:契約者数 約10人 変動あり 入浴サービスもあり
- ⑨ 基本報酬区分等の見直し(一日単位からサービス提供時間ごとの基本報酬の設定) 《定員 20 人》

サービス提供時間	障害支援区分 (単位)			
リーレク促供时间	区分 6	区分 5	区分4	区分3
3時間未満	517	386	268	239
3時間以上~4時間未満	646	483	335	300
4時間以上~5時間未満	774	578	401	358

5時間以上~6時間未満	904	676	469	419
6時間以上~7時間未満	1258	941	652	583
7時間以上~8時間未満	1291	966	669	598
8時間以上~9時間未満	1353	1027	730	660
【租行】 一日	1988	964	669	599

☆入浴支援加算の新設 医療的ケアが必要な者又は重症心身障がい者に対して、入浴に係る支援を提供した場合、80単位/日

⑩ 職員 (人)

職種	常勤		非常勤	
月以7里	専従	兼務	専従	兼務
管理者		1		
サービス管理責任者	1			
生活支援員	1	7	1	3
看護師			1	
医師			1	
事務				1

(注) ケアホーム杉名沢の職員を兼務

# (2) 共同生活援助「ケアホーム杉名沢」(定員 10人)

 ① 障害支援区分
 (人)

 区分
 (6)
 (5)
 (4)
 (3)
 計

 利用者
 3
 4
 3
 0
 10

- ② 個別支援計画の作成及び評価:サービス管理責任者が同計画(案)を作成し、関係スタッフで検討で検討し家族に説明・同意を得る。6か月ごとに評価。
- ③ 利用時間等 月~金曜日:15:00 又は15:30~翌日9:00、日中(9:00~15:30 他)は、8人がつどいの家へ、他2人は、御殿場市内の就労継続支援B型事業所へ通う。 土・日曜日:終日利用

④ 基本報酬の見直し 世話人の配置及び世話人または生活支援員の加配

/ 本本報酬の元直と 世間八い記直及し世間八よだは土田大阪員の加記					
	現行	2024/4/1~			
共同生活援助	(Ⅱ) 利用者 <u>5 人</u> に対し	(I)利用者 <u>6人</u> に対し			
サービス費	世話人1人以上	世話人1人以上			
	報酬単価 区分6 <u>616</u>	報酬単価 区分 6 <u>600</u>			
	<i>"</i> 5 <u>500</u>	<i>"</i> 5 <u>456</u>			
	" 4 <u>421</u>	" 4 <u>372</u>			
人員配置体制	無	(1)区分4以上 83			
加算		上記の職員 (週 40 時間で換算) が			
		利用者 12 人に対し 1 人以上加配			
		(Ⅱ)区分4以上 33			
		上記の職員 (週 40 時間で換算) が			
		利用者 30 人に対し1人以上加配			

⑤ 職員勤務体制等 生活介護のつどいの家と兼務

15:00 又は 15:30~20:00 (3 人)、20:00~21:00 (2 人)、21:00~22:00 (1 人) 夜間 (10:00~翌日 5:00) は宿直 (1 人) 翌日 5:00~7:00 (1 人)、7:00~10:30 (2 人)

職種	常勤		非常勤	
4取作里	専従	兼務	専従	兼務
管理者		1		
サービ、ス管理責任者 ※1		1		
生活支援員・世話人 ※2		7	1	3
事務				1

(注) つどいの家の職員を兼務 なお、※1と※2は、他の職種も兼務

⑥ 日中一時支援事業を実施 契約者数: 3人前後 変動有り

# (3) ケアホーム杉名沢「短期入所」(1名)

① ケアホーム杉名沢に併設、職員は兼務

# (4) 相談支援事業

① 特定相談事業

成人の利用者が対象、サービス等利用計画の作成と同計画の継続支援

⑥ 障害者相談支援

児童の利用者が対象、児童支援計画の作成と同計画の継続支援

⑦ 職員:相談支援専門員(常勤、1人)

#### 3 職員研修等

9 1992(9)15 1		<del>-</del>
研修名	日程	備考
利用者支援のための研修会	5月	施設内研修
虐待防止研修会	7月	JI .
身体拘束等の適正化研修会	9月	JI .
感染症研修会	11月	II .

他、各種施設外研修に参加

### 4 職員会議・委員会

委員会名	日 程	備考
職員会議	月に1回	利用者に関すること、事業所の運営等
虐待防止等の為の委員会 6月		施設内研修の準備
身体拘束等の適正化委員会		各委員会を同時開催
感染症及び災害時対策委員会	5,10月	他、必要に応じ開催
		感染症及び災害時に係る事業継続計画の検証
		と改定

### 5 その他

- ① 苦情解決相談
  - 事業所に文書の掲示
  - ・相談窓口と担当者及ぶ解決責任者の設置
- ② 第三者委員

【目的】苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を 推進するため設置する。

【内容】苦情内容の聴取と相談、解決へ向けて意見等を行い、苦情解決の第三者としての役割を担う。

# ③ 地域貢献事業

- ・御殿場市社会福祉協議会関係のボランティアへの車両貸出事業
- ・今後、地域に住む障がいのある人や市民が親交を深める、あるいは、障がい者福祉について考える場について選定を進め、 $10{\sim}11$ 月ごろ開催予定